

第144回
沖縄地方交通審議会
船員部会 議事録

令和2年12月17日（木）

沖縄総合事務局

第144回沖縄地方交通審議会船員部会

日 時 令和2年12月17日（木）10時00分
場 所 沖縄総合事務局 5F 海技試験室

出席者：

公益委員 上原委員、大城委員、赤嶺委員
労働者委員 柴田委員、島仲委員
使用者委員 宮城委員、桃原委員

沖縄総合事務局 宮良調整官、比嘉課長、
玉城補佐、安慶田係長

議事次第

○開 会

○議 事

1. 第143回船員部会の議事録承認について
2. 管内の雇用状況について
3. 船員の特定最低賃金に関する改正について
4. 意見交換

○閉 会

（配付資料）

- 資料1. 第143回船員部会の議事録（案）
資料2. 船員職業紹介実績等一覧表（令和2年11月分）
資料3. 最低賃金の審議について
資料4. 沖縄内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金専門部会報告資料
資料5. 沖縄海上旅客運送業最低賃金専門部会報告資料
資料6. 船員に関する特定最低賃金の改正について（部会報告案）

参考資料1. 海とつながろう！高嶺中学校で出前講座を開催しました。
参考資料2. 群星11月・12月号

上原部会長

定刻でございますので、第144回船員部会をはじめさせていただきます。

本日の委員の出席状況と配付資料の確認を事務局よりお願ひします。

事務局（安慶田係長）

本日の出席状況ですが、公益委員3名、労働者委員2名、使用者委員2名が出席されており、船員部会運営規則第9条の規定により定足数を満たし、有効に成立していることを御報告いたします。

続きまして、配付資料の確認をさせていただきます。

（配付資料の確認）

上原部会長

それでは、初めに第143回船員部会の議事録の承認について、お諮りします。

お手元に配付されています議事録を御確認ください。

原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

各委員

（「異議なしの声」）

上原部会長

続きまして、議事2の「管内の雇用状況」につきまして、事務局に説明をお願いします。

質問は、最後に受け付けたいと思います。

事務局（玉城補佐）

令和2年11月分の管内雇用状況等の概要について御報告いたします。

●求人状況について

新規求人数は2件でした。前月に比べ12件減少、また、前年同月に比べ12件減少となっております。

月間有効求人数は12件でした。前月に比べ12件減少、また前

年同月に比べ9件減少となっております。

月間有効求人件数の内訳は、商船等12件、漁船0件となっております。

月末未済求人件数は6件でした。

●求職状況について

新規求職数は5名でした。前月に比べ1名減少、また、前年同月に比べ3名減少となっております。

新規求職数の内訳は、商船等5名、漁船0名となっております。

●新規求職者の退職理由又は求職理由別内訳について

新規求職者5名のうち離職者3名の退職理由は、船舶所有者等都合2名、自己都合1名。離職以外の方2名の求職理由は、就業中に転職を希望するもの2名となっております。

新規求職者が所属していた会社所在地は、管内が2名、管外が3名となっております。

なお、新型コロナウイルスに関連した離職がありました。陸上でコールセンターをしていた方で、事業縮小による派遣切りにより会社都合による退職になっております。海上勤務は今までありませんが、ハローワークのセミナーに参加した際、船員へのチラシをご覧になって船員の仕事について興味を持ったとのことです。

月間有効求職数は17名でした。前月に2名減少、また、前年同月に比べ10名減少となっております。

月間有効求職数の内訳は、商船等15名、漁船2名となっております。

月末未済求職数は9名でした。

●成立状況について

11月は0件でした。

●求人倍率について

11月の月間有効求人倍率は、0.71倍でした。前月に比べ0.55ポイント減少、また、前年同月に比べ0.07ポイント減少となっております。

●失業等給付支給内訳について

基本手当受給者実人員は4名、支給延べ件数は4件で、基本手当支給金額は673,928円でした。

総支給額は 673,928 円でした。

以上、管内雇用状況等の概要説明を終わります。

上原部会長

はい、ありがとうございました。ただいまの説明について、何か御質問などはございますか。

上原部会長

特にないようであれば、議事3の「船員の特定最低賃金に関する改正」の審議に移りたいと思います。

本議事に関しましては、沖縄内航鋼船運航業及び木船運航業、沖縄海上旅客運送業の2業種について、最低賃金専門部会における調査・審議の結果報告、次に最低賃金の改正に関する当船員部会から沖縄地方交通審議会に報告する答申案の審議に進ませていただきます。

2業種の専門部会は、11月19日（木）に沖縄内航鋼運航業及び木船運航業及び沖縄海上旅客運送業についてご審議をいただき、各専門部会委員の皆様のご協力によりそれぞれ改正することが適当であるとの結論をいただきました。

それぞれの最低賃金専門部会の審議結果については、事務局から説明をお願いします。

事務局（玉城補佐）

最低賃金専門部会の審議結果についてご報告させていただきます。

資料3をご覧下さい。内航・旅客ともに11月19日に最賃専門部会を開催し、調査審議の結果、内航につきましては職員・部員とも500円アップ、旅客につきましては職員・部員とも350円アップで合意を頂いております。

資料4・資料5につきましては各最低賃金専門部会の委員名簿とこれまでの最低賃金の適用状況となっております。2業種の最低賃金専門部会の審議結果の報告は以上です。

すいません。資料3の訂正を一部させて頂きます。一番下の12月17日、最低賃金専門部会の審議結果報告及び答申案の審議について、第133回ではなく第144回に訂正よろしくお願ひします。

上原部会長

はい、ありがとうございました。ただいまの報告につきまして、何か質問等はございますか。

特にないようであれば審議を進めて参ります。

両専門部会の報告を踏まえて、2業種の最低賃金の改正について、当船員部会から報告する答申案についてお諮りしたいと思います。事務局から読み上げお願いします。

事務局（玉城補佐）

資料6をご覧下さい。

船員に関する特定最低賃金（沖縄内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金、沖縄海上旅客運送業最低賃金）の改正について

沖縄内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金、沖縄海上旅客運送業最低賃金について、沖縄地方交通審議会船員部会は本部会に付託された沖交審第8号「船員に関する最低賃金の改正について（付託）」について下記のとおり答申することが適当であるとの結論を得ましたので報告します。

1. 沖縄内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金（平成9年沖縄総合事務局 最低賃金公示第3号）については、適用する船員に係る最低賃金額の職員「249,550円」を「250,050円」に、ただし書の職員「233,100円」を「233,600円」に、部員「190,950円」を「191,450円」に、ただし書の海上経歴3年未満の部員「181,650円」を「182,150円」にそれぞれ改正することが適当である。

2. 沖縄海上旅客運送業最低賃金（平成9年沖縄総合事務局最低賃金公示第4号）については、適用する船員に係る最低賃金額の職員「246,450円」を「246,800円」に、部員「185,000円」を「185,350円」にそれぞれ改正することが適当である。

報告する答申案については以上です。

上原部会長

2業種の最低賃金について、それぞれ改正することが適当であるとの答申案となりました。ただいまの提案につきまして、何か質問等はございますか。

上原部会長

よろしいでしょうか。それでは、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

上原部会長

ご異議がありませんでしたので、この答申案について承認の決議をいただきました。ありがとうございました。以上で議事3の審議を終わります。それでは、今後の最低賃金改正のスケジュールについて、事務局からご説明をお願いします。

事務局（玉城補佐）

資料3の裏面船員に係る最低賃金額の改正作業スケジュールをご覧下さい。

沖縄地方交通審議会運営規則第8条第2項の規定により「船員部会の決議は、会長の同意を得て審議会の決議とすることができる」となっています。ただいま決議をいただきましたので、本日付で沖縄地方交通審議会会长へ報告し、会長同意を得て沖縄地方交通審議会会长から沖縄総合事務局長へ答申がなされます。

その後、沖縄総合事務局長は、答申要旨の官報公示を行います。関係者は公示のあった日から15日以内に異議を申し出ることができます。

異議がなければ、最低賃金改正決定に関する官報公示を行い、公示の日から起算して30日を経過した日から効力が発生するということになります。

上原部会長

ありがとうございました。ただいまのご説明に、何かご意見等ございますか。

上原部会長

よろしいでしょうか。それでは最後に議事4の「意見交換」ですが、何かございますか。

事務局（安慶田係長）

事務局からひとつよろしいですか。

上原部会長

事務局からご報告をお願いします。

事務局（安慶田係長）

参考資料として11月26日に糸満市高嶺中学校の出前講座を行いましたのでプレス資料と、群星11月・12月号の19pに沖縄水産高等学校の就業体験の記事が掲載されましたので、ご参考までに添付しております。よろしくお願いします。

上原部会長

ありがとうございます。他に意見交換で何かありますか。

大城委員

前回柴田委員からお話があった件について、私の周辺だけではなくいろいろ周囲に確認しましたが、やはり同じ様だとのことです。また大手など助成金を活用できないところは、資本金を下げてまで雇用調整金を活用しているようですが、やはり助成金が無くなつた後どうなるかということを心配されているようです。

柴田委員

大城委員ありがとうございます。

意見というか要望ということを含めましてお話しします。

海技免状を取得するには、筆記試験、口述試験、乗船履歴に加えて諸々の講習を受けなければいけません。

この講習が10年前、20年前よりも多くなっています。講習を受けられる場所やタイミングが沖縄の場合非常に少ないです。

そのため、沖縄の船員さんは内地へ行って講習を受ける。内地の講習も年に4～5回。全国から集まるのですが、定員が決まっているため定員がいっぱいになれば、次回へ見送りとなかなか良いタイミングで良い場所で受けることができない場合もあります。沖縄の場合、内地で受けすると交通費がかかります。飛行機運賃が片道3万5千～5万

円ほどかかるのが現状です。加えて講習費用がかかり、高いものは15万～20万近く、安いものでも3万円かかります。非常にお金もかかりますし、講習のタイミングもなかなか合わないと、海技免状を生かすまでに時間と費用を要してしまうのではないかと懸念しています。

沖縄でもJMLが救命やレーダーの講習を行っていますが、定員が10名集まらないと費用対効果で講習を行なわないとなっています。

沖縄県内でも必要な講習が確実に開催できるような所があっても良いのではと思っております。

まずは開催することを確実にしないと講習を受けられずに免許を活かすことが出来ない船員さんがだんだんと増えていくのではと思っております。ぜひとも、関係団体が協力して、沖縄県内で最低限必要な講習会が受けられるような環境ができるよう意見としてお伝えします。

上原部会長

ありがとうございます。事務局から何かありますか。

事務局（玉城補佐）

どうしても費用対効果の面で、どうクリアしていくかだと思いますので、引き続き本省などと相談しながら進めていければと思います。

上原部会長

それではここで意見交換を閉めさせて頂きます。事務局から連絡がありますのでお願ひいたします。

事務局（安慶田係長）

1月の船員部会は、1月21日（木）に5階海技試験室で開催する予定ですが、時間につきましては、11：00から開催できないかご検討頂ければと思いますので、後日、メールにてご相談させて頂きますので、よろしくお願ひします。

また、今回の議事録案は後日、メールで照会させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

上原部会長

はい、ありがとうございます。

それでは、本日の部会はこれで終了したいと思います。ありがとうございました。